

## 「令和6・7年度整備 老朽改築事業」の事前ヒアリングについて

平成18年度から実施している老朽改築事業ですが、近年、設計の遅れ等により事業スケジュールが遅延する案件が見受けられます。

そこで、今回の募集から事前ヒアリングの時期を早め、本申請時に基本設計程度の熟度のものを求めることとします。

なお、その他の必要書類については事前ヒアリング開始の9月上旬頃に、こども施設整備課のホームページでお知らせいたします。

※事業申請を予定している法人は事前ヒアリングを必ず受けてください。ただし、事前ヒアリングを実施した法人及び施設が、必ず事業採択されるわけではありません。

### 〈従来〉



### 〈今後〉



#### 〈問い合わせ先〉

こども青少年局こども施設整備課  
老朽改築事業担当

TEL : 045-671-4146

E-mail : kd-roukyu@city.yokohama.jp